

消費者行政の盛岡広域における共同実施について

平成 22 年 2 月 15 日
市 民 部

1 目的

盛岡広域8市町村が共同して、消費者安全法に基づく事務等を広域的に実施することにより、住民生活の安心安全の確保、住民サービスの向上、事務の効率化及び合理化を目指すことを目的とします。

2 事業の概要

- (1) 盛岡市消費生活センターが、盛岡広域の住民の消費生活センターとして消費生活相談、啓発等の事務を主体的に行います。また、盛岡市以外の各市町村においてこれらを並列的に行うことを妨げません。
- (2) 盛岡市と他の市町村とは、実施内容、負担金等を定めた協定を締結します。
- (3) この事業を実施するための経費は、各市町村が人口割等によって負担します。ただし、当面の間は、盛岡市以外の市町村が、共同実施により増大した経費を人口割で負担することとします。

3 共同実施を行う事務の範囲

共同実施を行う事務の範囲は以下のとおりとします。

- 消費生活相談(多重債務相談を含む)、多重債務者の生活再建支援への取次ぎ(各市町村等と連携)、苦情処理のあっせん、事業者指導、県センターとの連携
- 消費者安全の確保のために各機関と連携及び必要な情報の収集・提供等
- 消費者事故等が発生した旨等の情報を内閣総理大臣に通知する事務
- 消費者に対する啓発及び教育の普及
- 消費者団体の育成

* 共同実施を行わない事務

- ・県からの委譲事務 ・消費者救済資金貸付制度に関する事務
- ・消費生活相談に係る取次ぎ事務及び住民の生活再建に必要な事務(広域消費生活センターとの連携)

4 共同実施を行う運営体

共同実施を行うにあたり、盛岡市と各市町村が協定を結び、盛岡市が主体的に運営します。盛岡市消費生活センターを「盛岡広域の消費生活センター」として位置づけ、実務を行います。また、各市町村でも引き続き相談業務を並行的に行うほか、盛岡市消費生活センターとの取次ぎ業務も行います。

5 盛岡市消費生活センターの体制

業務増に対応するため、相談員を4名増員する予定

6 今後のスケジュール

- ・平成22年3月下旬 協定書の締結(盛岡市と各市町村)
- ・平成22年4月1日 消費者行政の共同実施の開始